

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「王子駅前地区再開発計画」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号。以下「条例」という。）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
小池百合子  
(公印省略)

### 記

#### 第 1 対象事業

##### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：王子駅前地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 栗原 洋司

所在地：東京都北区王子一丁目 5 番 1 2 号王子明和ビル

名称：住友不動産株式会社

代表者：取締役社長 仁島 浩順

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

##### 2 対象事業の名称及び種類

名称：王子駅前地区再開発計画

種類：高層建築物の設置、住宅団地の設置

##### 3 対象事業の所在地

所在地：東京都北区王子一丁目及び堀船一丁目地内

## 第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

施工計画では、隣接する区域の建設事業と工事工程が重複する期間があり、工事用車両の走行経路も重複することから、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動について、可能な範囲で隣接する他事業の影響も考慮して予測し、環境保全のための措置等を検討すること。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。